

協議第10号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 城山町の農業委員会は、相模原市西農業委員会に統合する。
- 2 城山町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第11条第1項の規定を適用し、相模原市西農業委員会の委員の残任期間、同農業委員会委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。

| 区域 | 委員数 |
|------------|-----|
| 相模原市東農業委員会 | 20人 |
| 相模原市西農業委員会 | 15人 |

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて

原案のとおり決定

城山町の常勤の特別職(教育長を含む。)及び執行機関の委員(農業委員会委員を除く。)については、合併の期日の前日をもって失職する。

協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 城山町の一般職の職員は、すべて相模原市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱う。

協議第13号 財産の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 城山町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整する。
- 2 城山町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐ。

主な意見

城山町委員

城山町の基金は、町の厳しい財政の中から、苦労して積み上げられたものであるため、その設立の趣旨や地域性を考慮して活用願いたい。

財務部会

城山町で設けられた基金については、今後、新市において、引き続き設けることの必要性などを検討し、設立の趣旨に配慮して調整していく。

協議第14号 条例、規則等の取扱いについて

原案のとおり決定

相模原市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整を踏まえて、必要に応じ規定の整理をする。

協議第15号 事務組織及び機構の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 城山町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。
- 2 城山町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。
- 3 城山町に設置されている附属機関は、相模原市の同種の附属機関に統合する。ただし、城山町の地域性から設置されている附属機関は、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第16号 行政連絡機構の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。
ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しを行う。

協議第17号 慣行の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 市章は、相模原市のものに統合する。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討する。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合する。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討する。

協議第18号 公共的団体等の取扱いについて

原案のとおり決定

- 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。
- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
 - 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
 - 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

主な意見

城山町委員

額に差はあるが、各団体には基金がある。多額の基金を所有している団体では、その取扱いについて悩んでいる場合がある。基金がうまく処理できるよう方向付けをしてほしい。

事務局

公共的団体等については、基本的には統合できるよう調整に努めていただく考えである。しかし統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整を行うことになっているので、その中で調整等をしたいと考える。

城山町委員

商工会議所と商工会はそれぞれ異なる法律に基づき地域活動をしているため、一体性ということが難しい面があると考え。時間をいただきながら両団体の連携を進めていきたいと考える。

協議第19号 町名・字名の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 相模原市の区域内の町(字)の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 城山町の区域内の町(字)の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3 城山町の区域内の町(字)の名称は、町の意向を尊重する。

協議第20号 土地利用の取扱いについて

原案のとおり決定

土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討する。

協議第21号 上下水道事業の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 水道事業
現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 下水道事業
(1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。
ただし、合併前に事業認可を受けた区域で事業認可期間内(平成24年3月まで)での整備については、城山町の負担金額を引き続き適用する。
- (2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度を適用する。
- (3) 公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。
なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。

協議第22号 地方税の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期につい

- ては、相模原市の制度に統合する。
- 2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。
法人税割の税率については、相模原市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。
 - 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統合する。
 - 4 軽自動車税の税率については、相模原市の制度に統合する。
 - 5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。
 - 6 都市計画税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統合する。
 - 7 入湯税については、相模原市の制度を適用する。

協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて

原案のとおり決定

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

協議第24号 介護保険事業の取扱いについて

原案のとおり決定

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて

原案のとおり決定

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第26号 使用料、手数料の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 道路、河川等の占用料については、原則として相模原市の制度に統合する。
- 3 手数料については、原則として相模原市の制度に統合する。

主な意見

城山町委員

公民館の使用料は現状では市町に違いがあるが、合併後は共通の立場で不公平感なく一律無料で扱うよう調整願いたい。

生涯学習部会

各市町の使用料に対する考え方や経緯を踏まえ、原則、現行どおり引き継ぐこととしているが、新市の一体性を確保するため、合併後に新市の中で検討することになると考える。

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて

原案のとおり決定

補助金、交付金等の取扱いについ